

(関西広域連合)

「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」 殿

平成27年1月30日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

(淀川水系) 渇水調整ルールを検討を。

現在、淀川水系には渇水調整ルールが定められていませんので、貴研究会においてもこれの検討を行って下さるようお願いいたします。

淀川水系に渇水調整ルールが無いのは不思議ですが、これには恐らく、大きな渇水対策容量が設定されていた「丹生ダム計画」の存在が関係していたものと思われます。しかし昨年このダム計画が実質上中止となったこともあってか、近畿地方整備局は「淀川水系水利用検討会」を立ち上げ、昨年6月にその第1回を開催しました。そこで私達もこれを受けて別紙の意見書(資料1)を同局などに提出していますが、しかしこの検討会はその構成機関(資料2)に三重県・奈良県や農業関係者が含まれていないなどの問題点もありますので、この際、貴研究会においても併行して検討して下さいよう要望します。

因みに、私達の意見書(資料1)の要点は次の通りです。

異常渇水時の琵琶湖水位は利用低水位(BSL-1.5m)までの低下が認められているが、琵琶湖の水質や環境問題を考えると成るべく下げないことが望ましく、しかもこれは次の2つの方法により、下流に大きな負担を強いることなく可能である。

- ・第1回渇水対策会議の開催時期および取水制限の開始時期を従来の慣行(BSL-0.9m)より早くする(BSL-0.75m)。
- ・毛馬水門における大川維持流量の放流制限率を最大30%とする(近畿地方整備局の従来の検討では最大20%)

「淀川水系水利用検討会」構成機関各位

平成26年10月27日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

(淀川水系) 渇水調整方法の提案と要望

「淀川水系水利用検討会」検討事項の中の「淀川水系における新たな渇水調整方法」について下記の提案をします。この方法によれば、住民に大きな犠牲を強いることなく、琵琶湖水位低下に対するより大きな抑制効果を得ることが出来ます。中でもポイントは「④維持流量（大川・神崎川）の放流制限」です。

A, 提案

① 第1回渇水対策会議の開催時期

イ) 6月、7月（梅雨期）の降雨が少なかった場合は7月下旬

または

ロ) 琵琶湖水位が $BSL-0.6m$ を切った時

② 調整基準量の決め方

・現行通り

③ 宇治川・淀川での上水・工水の取水制限率

$BSL-0.75m \rightarrow 10\%$

$BSL-0.9m \rightarrow 15\%$

$BSL-1.1m \rightarrow 20\%$

④ 維持流量（大川・神崎川）の放流制限率

$BSL-0.75m \rightarrow 10\%$

$BSL-0.9m \rightarrow 20\%$

$BSL-1.1m \rightarrow 30\%$

⑤ 農業用水の取水制限率

・現行通り

⑥ 桂川・木津川系

・現行通り

B, 提案理由

① の提案理由

琵琶湖開発事業の概成に伴う瀬田川洗堰操作規則の運用開始（平成4年度）以後において発生した取水制限を伴う渇水は、平成6年度、12年度、14年度

の3回ですが、この内、10%を超える取水制限(15%、20%)が発動されたのは平成6年度のみで(→資料A)、この時の琵琶湖水位は観測史上最低のBSL-1.23mまで低下しました。(→資料B)

水資源開発公団関西支社作成「淀川水系平成6年渇水記録」p.5(→資料C)の記述の記述や、p.62の図(→資料B)から明らかなように、この大渇水の最大の原因は6月、7月の降雨が記録的に少なかったことで、これに8月の少雨や記録的猛暑による水需要の増大が追い打ちを掛けたのです。

このように、異常渇水のポイントは6月、7月の少雨、つまりその年の梅雨が「空梅雨」だったかどうかですので、7月下旬に第1回の渇水対策会議を開催するのが適切と考えます。

しかし実際問題として空梅雨だったかどうかの判断が難しい場合は琵琶湖水位に着目し、BSL-0.6mに達した時に開催するのも一法ではないかと考えます。

因みに平成6年の場合、7月31日の琵琶湖水位はBSL-0.59mでした。

これに対してこれまでの開催実績は、平成6年度、12年度、14年度いずれもBSL-0.9mで初めて開催されており、これでは遅過ぎます。(→資料A)

② の提案理由

取水制限を実施する際の調整基準量の決め方については、河川管理者に「各利水者の安定供給確保の取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限」との考え方があるようですが、これは非常識です。異常渇水時には河川法53条の謳う「互譲の精神」に則るべきであり、調整基準量は現行通り、実績取水量に応じて決めるべきです。(→資料D 表-1)

※因みに、河川法53条に関する当会の質問と近畿地方整備局の回答(H26.10.20付)は次の通りです。

[質問]

淀川水系水利用検討会では「新たな渇水調整法」についても検討すると思いますが、この場合、河川法53条、53条の2で謳われている“異常渇水時の互譲の精神”は当然尊重されるべきと考えますが、貴局の見解をお示し下さい。

[回答]

相互に他の水利使用を尊重しなければならないことに変わりはありません。

③ の提案理由

平成6年度、12年度、14年度の渇水においては、いずれも琵琶湖水位がBSL-0.9mに達して初めて10%の取水制限を掛けていますが(→資料A)、これをもっと早く行うべきです。何故なら現行の調整基準量の場合、10%カットでは実質上

殆んど影響は無く、他方で住民に危機意識、節水意識を持たせるアナウンス効果が期待できるからです。因みに滋賀県ではBSL-0.65mで「水位低下連絡調整会議」を開催し、BSL-0.75mで「渇水対策本部」を設置しています。

私達の提案も取水制限開始をBSL-0.75mとしていますので、平成6年渇水の際の取水制限実績と比べ、琵琶湖水位の低下抑制効果が高くなります。因みに平成6年の実績は下記の通りでした。(→資料A)

BSL-0.93m → 10%

BSL-1.04m → 15%

BSL-1.14m → 20%

④ の提案理由

淀川水系の渇水問題では琵琶湖水位の低下を極力抑制することが重要で、この観点から効果の大きいのが大川・神崎川の維持流量（それぞれ60m³/s、10m³/s）のカット（放流制限）です。

昭和59年度の渇水の際、大川維持流量が4ヶ月に渡って33%（20m³/s）以上カットされましたが（→資料E、F）、この時に大川・堂島川・土佐堀川などで発生した唯一の問題は、大阪市都島区桜ノ宮地点で大川から取水していた「大阪臨海工業用水道」で塩害が発生したことだけでした。しかもこの取水場はその後廃止され、今は存在しません。

このことから、維持流量に対しては上水・工水以上に高い（放流）制限率を適用すべきです。

C、要望 = 提案条件での試算の実施

私達の提案した上記の渇水調整方法を採用すれば、琵琶湖水位低下抑制効果は大きく、しかも平成6年度に比べ、現在および将来の京阪神地域の水需要が大幅に低下していることを合せ考えれば、もし平成6年大渇水の流況が再来しても琵琶湖水位低下はこの時の記録（BSL-1.23m）のかなり手前で下げ止まるものと思われます。

近畿地方整備局は「淀川水系既往最大渇水（昭和14年～16年）」についての試算を示しており（→資料G）、この中の「ケース4」の場合には琵琶湖水位が利用低水位（BSL-1.5m）にまで下がらず、BSL-1.43mで止まるとしていますが、この試算では特に維持流量の放流制限率が甘くなっており（最大20%）、これを私達の提案条件（最大30%）で試算すれば、琵琶湖水位低下はもっと抑制できます。貴「淀川水系水利用検討会」において、この条件での試算を実施されるよう強く要望します。

（以上）

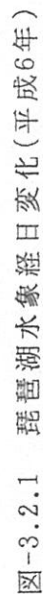
別紙 「琵琶湖・淀川 湯水対策会議」の開催状況 ※ 当会の要請に対する近畿地方整備局 交付資料 (H26.6)

開催年月日	開催日の琵琶湖水位 (cm)	会議での主な取り決め事項
H6.8.19	-93	・淀川中・下流部の上水・工水・農水については、一律10%の取水制限を実施する ・琵琶湖周辺の利水については、琵琶湖への還元等を考慮し、自主的取水制限に努める ・実施時期については、8月22日午前10時とする
H6.8.31	-104	・淀川中・下流部の上水・工水・農水については、一律15%の取水制限を実施する ・琵琶湖周辺の利水については、その率の概ね1/2の取水制限を行う ・実施時期については、9月3日午前10時とする
H6.9.8	-114	・淀川中・下流部の上水・工水・農水については、一律20%の取水制限を実施する ・琵琶湖周辺の利水については、その率の概ね1/2の取水制限を行う ・実施時期については、9月10日午前10時とする
H6.9.26	-89	・淀川中・下流部の上水・工水・農水については、一律15%の取水制限を実施する ・琵琶湖周辺の利水については、その率の概ね1/2の取水制限を行う ・実施時期については、9月27日午前9時とする
H6.10.4	-48	・実施している取水制限等の措置については、本日午後5時をもって解除する
H12.9.6	-91	・淀川中・下流部の上水・工水・農水については、一律10%の取水制限を実施する ・琵琶湖周辺の利水については、琵琶湖への還元等を考慮し、その率の1/2の取水制限を行う ・淀川から大川及び神崎川への放流量についても、10%削減を行う ・実施時期については、9月9日午前10時とする
H12.9.18	-50	・実施している取水制限等の措置については、本日午後5時をもって解除する
H14.9.27	-93	・淀川中・下流部の上水・工水・農水については、一律10%の取水制限を実施する ・琵琶湖周辺の利水については、琵琶湖への還元等を考慮し、その率の1/2の取水制限を行う ・淀川から大川及び神崎川への放流量についても、10%削減を行う ・実施時期については、9月30日午前10時とする
H15.1.8	-67	・実施している取水制限等の措置については、本日17時をもって解除する

H6年度

H12年度

H14年度



*『淀川水系平成6年治水記録』(水資源開発公団)

第2節 平成6年の渇水概要

1. 琵琶湖・淀川渇水の概要

琵琶湖流域における平成6年6月、7月の降水量は118mm、25mmとそれぞれ平年の49%、11%であり、また、6月及び7月の総降水量143mmは明治27年の過去最低記録156mmを下回り、降雨の少ない月であった。

琵琶湖の水位は、6月4日にB. S. L-1cmを記録し、以後1日1～2cmのペースで低下して、7月19日には7月の最低水位B. S. L-37cm（昭和19年）を更新した。その後、8月に入っても降水量に恵まれず8月19日には琵琶湖淀川渇水対策会議が開催され、22日より淀川中・下流からの上水道、工業用水、農業用水の10%取水制限が開始された。しかしながら、その後も水位は低下を続け、8月30日には昭和14年以来55年振りにB. S. L-103cmを記録し、9月15日には観測史上最低のB. S. L-123cmを記録した。この間9月3日10時より第2次取水制限（中・下流15%、上流8%の削減）が、9月10日10時より第3次取水制限（中・下流20%、上流10%の削減）が実施された。その後、9月15日に秋雨前線による42mmの降水量があり水位は回復へ向かい9月16日15時から19日15時まで取水制限は一時解除、さらに9月27日9時より取水制限は中・下流15%、上流8%の削減に緩和された。そして、9月29日の台風26号による降雨により、水位はさらに上昇し、9月29日に一時解除して、10月4日17時より取水制限は全面解除となり、5日にはB. S. L-0.47mまで水位は回復した。

しかしながらその後も、少雨傾向が続き水位は再び低下し、12月29日にはB. S. L-0.90mまで低下したが、1月以降にようやく平年並の降雨状況になり、平成7年2月16日現在B. S. L-0.50mまで回復している。

この渇水では、平成3年度に完成した琵琶湖開発事業により、B. S. L-1.50mまで下流域への放流が可能となったことにより、時間断水等の大きな被害はなかったものの、一部市町村で減圧給水あるいは公立学校のプールの使用中止等が実施された。

（注）B. S. L：琵琶湖基準水位（B. S. L±0m=T. P. +84.371m）

※「淀川水系平成6年渇水記録」（水資源開発公団）H7.3作成

※ アンダーラインは当会

渇水調整方法について

1. 淀川水系における渇水調整方法について

① これまでの渇水調整の状況

- 琵琶湖・淀川流域(桂川、木津川系単独を除く)における淀川本川での取水制限等の実績は、記録が残っている昭和48年以降、8回となっている。
- 渇水調整にあたっては、渇水毎に、利水者等関係機関と渇水調整に関する会議を開催し、取水制限の開始時期や取水制限率等について、水利使用者が協議し決定されている。
- このため、統一された渇水調整方法が無いのが現状であるが、平成6年渇水以降においては、以下のとおり渇水調整を行うことを提案している。なお、滋賀県内利水については、他エリアの1/2の制限率としている。

表-1 現行の制限率

【淀川本川系(自流、河水統制を含む)】	
上水・ 工水	① 琵琶湖水位低下に応じて、取水口毎の過去5年、直近3ヶ月の実績一日最大取水量を調整基準量(m^3/s)とする。 ② 取水口毎の調整基準量を川筋毎(淀川本川、桂川、木津川)の水利権量の比率で按分する。 ③ 調整基準流量に対し、琵琶湖水位B.S.L-0.9m以下で10%、-1.1m以下で20%の取水制限を実施する。
維持 流量	① 維持流量についても、上水・工水と同等の比率に応じて制限を実施する。
農業 用水	① 琵琶湖水位低下に応じて、期別最大許可量に対して上水・工水と同率の制限をかけている。
【桂川系、木津川系】	
それぞれのダムの貯水状況に応じて制限率等を決定している。	

※ 第1回 淀川水系水利用検討会 配布資料。

毛馬水門放流量年表

昭和59年

日	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1		95.7	98.2	95.7	97.6	100.9	74.8	106.3	106.1	52.5	53.4	29.8	34.8
2		92.6	98.8	102.2	96.6	100.9	75.6	106.4	104.5	41.8	46.7	33.5	33.1
3		95.2	95.7	102.3	98.5	100.1	75.3	106.2	105.6	43.2	60.5	32.1	35.1
4		98.6	104.4	103.3	94.7	99.5	75.3	104.2	104.9	46.7	51.3	30.2	35.1
5		98.6	95.1	104.5	101.6	99.8	62.3	103.8	103.6	56.5	46.5	29.6	35.1
6		100.7	97.1	102.9	95.7	98.5	62.5	104.6	99.5	60.9	36.5	38.5	35.1
7		100.3	90.7	107.2	99.6	99.5	62.7	107.0	87.2	51.2	33.9	47.7	35.4
8		96.6	94.5	94.9	96.1	100.9	102.4	93.5	95.5	93.7	27.8	41.3	35.2
9		91.4	93.1	106.2	91.2	99.5	101.4	102.2	82.7	110.3	31.0	35.3	34.9
10		93.3	101.7	101.0	93.0	97.2	101.2	105.1	79.3	110.5	31.9	36.1	35.0
11		104.9	97.1	105.4	99.1	100.2	98.8	104.1	79.5	109.2	34.5	40.3	66.3
12		100.8	102.0	96.0	104.1	103.9	102.2	105.8	81.3	91.1	36.5	35.0	51.6
13		100.7	104.3	99.4	106.5	99.9	97.7	106.8	76.0	90.4	36.8	34.8	45.9
14		105.2	95.9	102.7	103.6	99.7	85.2	105.1	85.5	110.3	35.9	35.0	40.1
15		100.8	93.7	91.8	100.1	101.2	75.5	104.2	100.8	101.8	29.2	77.7	39.8
16		104.0	98.0	91.5	95.7	100.3	75.8	106.9	91.6	96.6	30.1	60.1	66.8
17		99.8	97.0	92.9	102.9	98.1	76.2	108.6	81.5	84.9	72.4	55.1	103.1
18		97.2	97.3	103.0	101.2	100.5	76.6	105.4	78.1	85.3	58.0	35.2	73.0
19		102.9	95.9	87.9	101.7	99.1	82.5	105.0	74.6	89.1	35.2	35.3	53.1
20		101.4	95.5	97.7	100.0	100.5	108.7	107.4	65.1	84.7	48.4	35.3	52.3
21		97.7	100.5	82.9	99.5	99.9	110.1	104.9	69.7	74.7	37.2	35.1	40.0
22		98.6	99.6	96.2	102.2	101.5	109.5	105.2	105.5	74.9	39.2	35.8	40.2
23		97.1	100.2	87.8	97.0	98.9	109.9	103.0	90.2	75.3	34.0	35.1	40.0
24		93.1	100.3	88.4	104.3	99.2	110.7	107.1	74.4	74.9	34.1	35.3	36.4
25		96.9	98.7	103.2	110.8	97.5	110.0	107.2	53.3	59.8	34.1	35.4	38.1
26		96.8	96.9	103.2	98.9	100.1	94.4	106.3	57.3	58.0	35.1	39.9	35.0
27		95.2	104.4	100.8	106.6	101.0	108.4	105.4	92.2	57.6	35.4	39.8	35.1
28		94.6	104.0	101.6	102.0	88.6	106.2	105.2	94.3	58.4	35.0	35.0	34.9
29		99.4	101.6	94.6	100.3	81.6	106.0	105.7	82.1	56.0	35.2	35.3	35.0
30		93.0		100.1	108.2	75.0	105.2	106.0	74.2	54.5	34.9	35.2	37.4
31		96.9		102.4		75.8		107.0	57.0		35.1		37.1
合 計		3,040.0	2,852.2	3,049.7	3,009.3	3,019.3	2,743.1	3,261.6	2,631.3	2,254.8	1,225.8	1,159.8	1,350.0
平 均		98.1	98.4	98.4	100.3	97.4	91.4	105.2	84.9	75.2	※ 39.5	※ 38.7	43.6
最高	日時	1 日	1 日	18 日	2 日	2 日	8 日	1 日	1 日	9 日	7 日	1 日	17 日
		12:00	22:00	2:00	0:00	1:00	12:00	12:00	18:00	21:00	7:00	20:30	15:00
	流量	112.5	109.2	117.6	115.4	114.7	114.3	115.5	114.5	115.7	101.8	84.9	114.3
最低	日時	1 日	1 日	8 日	2 日	30 日	6 日	9 日	21 日	1 日	8 日	1 日	2 日
		18:00	10:00	10:00	8:00	17:00	9:00	4:00	2:00	16:30	19:30	21:30	1:00
	流量	81.4	79.9	96.0	90.7	72.4	43.5	84.2	43.3	39.0	25.4	23.9	29.1
記 事	放流量は日平均 (単位: m^3/s)	最高放流量 117.6 m^3/s (3月18日 2時)											
	年間平均放流量 80.9 m^3/s	最低放流量 23.9 m^3/s (11月1日 21時)											

※ アンダーラインの付いた放流量
 = 規定放流量 (60 m^3/s) を 70 m^3/s 以上カットされているもの。

毛馬水門放流量年表

昭和40年

日	月	①	②	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1		46.2	35.3	107.2	115.7	108.6	112.5	112.4	81.2	67.3	115.7	72.5	70.1
2		45.3	35.4	106.3	116.5	105.7	113.6	109.9	79.9	65.6	86.2	74.2	64.0
3		47.6	35.2	102.0	115.9	97.7	113.6	108.9	81.2	59.7	82.6	67.3	65.4
4		45.3	35.0	86.7	112.0	90.2	113.4	111.4	81.4	77.0	80.1	50.8	66.1
5		36.8	35.0	76.8	109.3	94.5	102.6	109.2	79.5	71.8	102.7	63.0	65.4
6		35.2	34.9	66.6	110.5	100.6	76.1	109.4	81.4	53.5	87.7	116.2	91.2
7		34.9	34.8	60.6	110.4	102.0	81.1	109.9	87.0	63.3	77.0	113.0	99.7
8		35.1	36.0	71.0	110.9	102.9	112.0	110.4	108.3	71.8	75.4	103.2	79.5
9		35.5	110.5	107.0	111.2	90.9	113.8	109.1	81.2	54.3	72.7	93.5	72.6
10		40.0	116.7	115.6	109.6	95.5	107.3	109.4	80.7	43.0	53.0	89.3	68.6
11		37.5	81.8	115.7	109.0	77.0	100.4	109.8	93.6	93.3	60.1	72.9	70.0
12		39.9	65.9	106.3	110.9	82.5	108.7	108.7	106.0	113.6	77.1	76.5	56.5
13		37.4	57.2	112.5	109.9	113.9	112.4	110.0	79.8	111.8	72.8	74.8	65.2
14		35.1	57.7	109.3	110.9	108.4	114.6	109.8	79.8	71.6	111.5	72.8	65.3
15		36.2	51.4	80.0	110.3	93.0	111.5	110.6	75.7	49.3	82.9	73.7	65.1
16		34.0	50.2	81.1	110.2	76.0	81.0	110.1	79.9	49.0	75.8	72.8	60.6
17		35.1	52.6	111.0	110.6	75.9	84.5	109.2	80.2	52.6	81.2	72.6	60.3
18		35.2	45.5	116.4	110.2	76.3	99.7	109.4	79.9	77.9	73.5	63.5	59.5
19		35.3	109.2	115.9	110.7	83.7	115.9	110.6	80.2	114.1	73.0	73.1	60.4
20		35.2	115.9	114.1	109.9	110.2	114.2	110.9	76.3	86.4	73.0	61.3	60.3
21		42.4	92.9	111.5	110.5	111.5	112.3	111.4	76.4	72.8	72.4	59.2	60.5
22		35.2	79.9	116.8	110.3	113.4	113.1	109.5	42.8	67.7	63.7	83.1	63.6
23		37.5	78.1	116.1	110.9	113.9	112.6	110.3	47.7	110.1	62.6	102.1	63.2
24		34.8	57.6	116.3	109.2	111.3	111.6	109.6	53.1	112.9	52.8	73.4	66.6
25		35.0	60.1	116.0	109.1	112.8	83.2	103.7	54.8	115.9	63.8	73.5	64.3
26		35.0	60.2	116.3	110.0	112.5	107.8	109.7	55.2	114.4	60.5	71.8	68.2
27		40.0	61.0	115.4	109.7	113.7	113.1	108.5	51.1	92.9	60.5	71.4	66.5
28		41.6	97.9	115.8	111.4	110.7	112.4	109.6	51.6	115.2	60.6	84.7	65.4
29		37.5		116.5	110.8	113.2	113.2	109.2	50.4	115.1	76.9	72.0	65.4
30		33.8		110.4	110.7	112.8	115.2	80.6	55.0	115.0	102.8	73.0	90.8
31		33.7		109.3		113.0		80.1	60.1		76.5		104.4
合 計		1169.3	1783.9	3212.5	3327.1	3127.2	3181.8	3341.1	2275.4	2486.9	2370.2	2321.2	2145.6
平 均		37.7	63.7	103.6	110.9	100.9	106.1	107.8	72.4	82.9	76.5	77.4	69.2
最 高	日 時	1 日 9:30	9 日 17:30	1 日 11:30	1 日 18:00	2 日 8:00	1 日 23:00	1 日 18:00	8 日 8:00	13 日 0:00	1 日 9:30	6 日 22:00	7 日 3:30
	流 量	100.9	119.7	118.8	119.1	114.2	118.5	118.0	111.1	120.5	119.5	120.2	119.1
最 低	日 時	6 日 4:30	1 日 11:00	7 日 6:00	4 日 18:00	11 日 12:00	6 日 16:00	25 日 21:00	22 日 19:00	10 日 18:30	11 日 9:00	1 日 22:30	2 日 9:00
	流 量	29.7	29.0	39.6	103.1	74.7	74.2	72.6	40.3	38.9	40.1	40.2	48.0
記 事		放流量は日平均 (単位: 秒) 年間平均放流量 84.1 秒 最高放流量 120.5 秒 (9月13日 0時) 29.0 秒 (2月1日 11時)											

直近の実績取水水量における琵琶湖水位(試算③結果)

資料G

- ・既往最大渇水(昭和14年～16年)の流況とした場合に、直近(平成21年)の実績取水水量で琵琶湖水位を試算したところ、利用低水位を下回る結果となりました。
- ・この流況においては、取水制限の実施、節水、維持流量の削減を行うことで、琵琶湖水位は利用低水位を上回るようになります。

○流況:既往最大渇水である昭和14年～16年。

○需要:上工水の取水水量は、平成21年の実績取水水量(月別平均値)。

農水の取水水量は、平成15～21年の平均の実績月別最大取水水量。

淀川維持流量70m³/s。

○供給施設:既設ダム+琵琶湖開発+天ヶ瀬ダム再開発+川上ダム

○取水制限:本川(上工水・農水)10%、20% (木津川筋及び桂川筋は取水制限なし。)

維持流量の削減は、取水制限率と同率で削減。

(出典)

琵琶湖建設事業の調査報告書(琵琶湖建設事業) H21.8.28
琵琶湖建設事業の調査報告書(琵琶湖建設事業)

試算③

試算③

試算条件							既往最大渇水(S14～16流況)流況における試算結果
○需要は、直近年(H21)の実績取水水量(月平均値)							
取水制限等	節水による需要量の減少を期待	渇対補給の有無					
			(制限率) 琵琶湖水位が-0.9mを下回ったら	(制限率) 琵琶湖水位が-1.1mを下回ったら			
ケース1	対策なし	なし	—	—	なし	—	-1.81 m
ケース2	取水制限実施	あり	▲10%	▲20%	なし	—	-1.65 m
ケース3	取水制限実施、節水考慮	あり	▲10%	▲20%	なし	▲10%	-1.57 m
ケース4	取水制限実施、節水考慮、維持流量削減	あり	▲10%	▲20%	なし	▲10%	※ -1.43 m

※支川木津川及び桂川において取水制限を行った場合には、琵琶湖の水位低下をさらに1cm程度抑制できるものと類推される。

(別表) 淀川水系水利用検討会の構成

構成機関	構 成 員
滋賀県	企業庁 総務課 計画管理室長
	土木交通部 流域政策局 広域河川政策室長
	琵琶湖環境部 琵琶湖政策課長
京都府	文化環境部 公営企画課 水資源・水道担当課長
	文化環境部 建設整備課 理事
大阪府	政策企画部 戦略事業室 空港・広域インフラ課長
兵庫県	企画県民部 エネルギー対策課長
京都市	上下水道局 水道部 管理課長
大阪市	水道局 工務部 計画課長
大阪広域水道企業団	経営管理部 企画課長
阪神水道企業団	技術部 浄水計画課長
近畿経済産業局	産業部 産業課長
近畿地方整備局	河川部 河川調査官 広域水管理官 水政課長 河川環境課長 河川管理課長 琵琶湖河川事務所長 淀川河川事務所長 淀川ダム統合管理事務所長

注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、事務局が行うものとする。